

令和 5 年 5 月 2 日

保護者 様

宍粟市立神野小学校  
校長 浅田 和典

学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

青葉の候、みなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本校の教育推進に、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することを踏まえ、文部科学省・県・市から新型コロナウイルス感染症にかかる対処方針が示されました。

つきましては、本校におきましても、この度の文部科学省・県・市の対処方針に則り、下記の通り児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう進めます。保護者の皆様には、引き続きご理解・協力くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 発熱等の風邪症状で学校を休む場合は、欠席扱いとなります。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、出席停止となります。  
※出席停止期間・・・発症から5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
- 2 同居家族等に新型コロナウイルス感染症の感染者がいる場合、児童は濃厚接触者とならず、該当児童にかぜ症状がない限り登校できます。
- 3 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。しかし、体調に不安をかかえていたり、急な体調不良となった場合は、マスクの着用を推奨します。
- 4 登校前にご家庭での検温と健康観察カードの記入を必要としませんが、引き続き健康観察をお願いします。学校でも引き続き、登校後の健康観察は行います。
- 5 学校や地域において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることとします。

このことについてのお問い合わせは、神野小学校（電話：62-0649 教頭伊藤）までお願いします。